

熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金交付要綱

制定 平成30年 7月10日市長決裁

改正 平成31年 4月 9日市長決裁

令和 元年 5月10日環境政策課長決裁

令和 2年 3月31日市長決裁

令和 2年11月 2日環境政策課長決裁

令和 3年 4月 7日環境局長決裁

令和 4年 4月14日環境局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における省エネルギー機器等の普及を促進することにより、地球温暖化対策の推進及び災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムの構築を図るため、省エネルギー機器等を導入する者に対し、予算の範囲内において熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネルギー機器等 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、ZEH、太陽光発電設備、蓄電池、エネファーム、省エネルギー設備、高断熱窓及び省エネ家電製品をいう。
- (2) 電気自動車 搭載された電池（燃料電池を除く）によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない四輪以上の一定の仕様に基づき量産される自動車で、当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）において燃料の種類が「電気」と記載されているものをいう。
- (3) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池（燃料電池を除く）によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な四輪以上の一定の仕様に基づき量産される自動車で、当該自動車に係る自動

車検査証において燃料の種類が「ガソリン・電気」と記載されているものをいう。

- (4) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車で、当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）において燃料の種類が「圧縮水素」と記載されているものをいう。
- (5) ZEH 住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロとなることを目指した住宅（住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分がZEHの要件を満たしているもの）をいう。
- (6) 太陽光発電設備 太陽光エネルギーを直接電気に変換する機器及び当該変換された電気を住宅に供給するために必要な機器により構成される設備をいう。
- (7) 蓄電池 太陽光発電設備等で発電された電気を充放電し、その電気を当該住宅へ供給することが可能である機器をいう。
- (8) エネファーム 都市ガス・LPGガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて電気と熱を発生させる家庭用燃料電池コーチェネレーションシステムをいう。
- (9) 省エネルギー設備 省エネルギー性能の高いLED照明器具、業務用エアコンディショナー、変圧器、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫、ショーケース及びモータで、事業所（工場、事業場、店舗その他これらに類するものをいう。以下同じ。）に設置されるものをいう。
- (10) 高断熱窓 断熱性の高いガラスの使用や内窓の取付け及び外窓の交換により、熱貫流率を2.33以下とした窓（外気に接するガラスで窓に準ずるものを含む。）をいう。
- (11) 省エネ家電製品 購入時に省エネ基準達成率が121%以上であるエアコン、100%以上である冷蔵庫、100%以上である冷凍庫、246%以上であるテレビ若しくは188%以上である電気便座又はLED照明（LEDランプを含む。）をいう。

（補助金の種類及び内容）

第3条 補助金の種類は、次に掲げるとおりとし、各補助金に係る補助対象者、補助対象事業、補助対象経費、補助額又は補助率、補助金の交付申込時の添付書類その他の交付要件は、それぞれ当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。

(1) 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車導入補助金 別

表第 1

(2) Z E H導入補助金 別表第 2

(3) 太陽光発電設備導入補助金 別表第 3

(4) 蓄電池導入補助金 別表第 4

(5) エネファーム導入補助金 別表第 5

(6) 省エネルギー設備導入補助金 別表第 6

(7) 高断熱窓導入補助金 別表第 7

(8) 省エネ家電製品導入補助金 別表第 8

2 前項各号に掲げる補助金ごとの交付総額は、毎年度、予算の範囲内において、別に定める。

(交付の申込み)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、別に定める募集期間内に、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ当該各号に定める交付申込書兼実績報告書（第 6 号に掲げる補助金にあっては、交付申込書）を市長に提出しなければならないこととする。

(1) 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車導入補助金 様式第 1 号（リース事業者が貸し付けるための車両の購入に係る申込みにあっては、様式第 2 号）

(2) Z E H導入補助金 様式第 3 号

(3) 太陽光発電設備導入補助金 様式第 4 号

(4) 蓄電池導入補助金 様式第 5 号

(5) エネファーム導入補助金 様式第 6 号

(6) 省エネルギー設備導入補助金 様式第 7 号

(7) 高断熱窓導入補助金 様式第 8 号

(8) 省エネ家電製品導入補助金 様式第 9 号

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による補助金の申込みがあった場合は、その内容を審査し、補助金の交付及びその額の決定（第 2 号に掲げる補助金については、補助金の交付の決定。以下「交付決定」という。）をしたときは、次の各号に掲げる補助

金の種類に応じ当該各号に定める熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金交付決定兼交付確定通知書（第2号に掲げる補助金にあっては、交付決定通知書）により、当該申込者に通知するものとする。

(1) 次に掲げる補助金 様式第10号

- ア 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車導入補助金
- イ ZEH導入補助金
- ウ 太陽光発電設備導入補助金
- エ 蓄電池導入補助金
- オ エネファーム導入補助金
- カ 高断熱窓導入補助金
- キ 省エネ家電製品導入補助金

(2) 省エネルギー設備導入補助金 様式第11号

- 2 市長は、前項の規定による審査に当たり必要があると認めるときは、当該補助事業の関係場所等において、職員に現地調査を行わせるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による審査により、補助金の交付をしないことを決定したときは、熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金不交付決定通知書（様式第12号）により、当該申込者に通知するものとする。

(省エネルギー設備導入補助金に係る補助事業の変更)

第6条 交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）のうち省エネルギー設備導入補助金に係る補助事業において交付決定を受けた者（以下「省エネルギー設備導入補助事業者」という。）は、当該補助事業を変更しようとする場合は、あらかじめ、省エネルギー設備導入補助金に係る補助事業の変更承認願（様式第13号）（以下「承認願」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならないこととする。

- 2 前項の承認願には、変更内容を説明する書類があるときは、その書類を添付しなければならないこととする。
- 3 市長は、第1項の規定により承認願の提出があった場合において、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、省エネルギー設備導入補助金に係る補助事業の変更承認通知書（様式第14号）により、省エネルギー設備導入補助事業者に通知するものとする。この場合において、承認に当たり必要と認めるときは、当

該通知に際し、条件を付するものとする。

(省エネルギー設備導入補助金に係る実績報告)

第7条 省エネルギー設備導入補助事業者は、その補助事業が完了した場合は、事業完了日（補助事業が完了し、かつ、その事業代金の支払が完了した日付をいう。以下同じ。）から30日以内又は別に定める日のいずれか早い日までに、省エネルギー設備導入補助金実績報告書（様式第15号）を市長に提出しなければならないこととする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこととする。

- (1) 事業実施報告書（様式第16号）
- (2) 導入した省エネルギー設備の設置状況及び型番が確認できる写真（LED照明器具であって、同じ型番のものが複数ある場合は、同一型番ごとに一つの写真で可。）
- (3) 導入した省エネルギー設備の設置場所を示した平面図（設備ごとに事業実施報告書（様式第16号）と同一の番号を付したもの。）
- (4) 導入した省エネルギー設備の出荷証明書又は製造メーカーの保証書（これらがない場合は、これらに代わる書類で新品であることが証明できるもの。写し可。）
- (5) 領収書等（省エネルギー設備導入補助事業者が補助対象経費を支払ったことが証明できるもの）の写し
- (6) 契約書の写し
- (7) 竣工日をもって事業完了日となる場合は、補助対象事業の竣工日を証するもの（工事請負者や販売者が作成したもので、代表者印又は会社印が押されたものに限る。）
- (8) その他市長が必要と認める書類

(省エネルギー設備導入補助金に係る補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定により省エネルギー設備導入補助金に係る実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、当該報告の内容が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、省エネルギー設備導入補助金交付確定通知書（様式第17号）により、当該省エネルギー設備導入補助

事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する審査に当たり必要があると認めるときは、当該補助事業の関係場所等において、職員に現地調査を行わせるものとする。

(補助金の交付申込みの取下げ)

第8条の2 交付決定を受けた者は、補助金の交付申込みを取り下げようとする場合（省エネルギー設備導入補助事業にあっては、取り下げ、又は補助事業を中止しようとする場合）は、あらかじめ、熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金交付申込取下届出書（様式第18号）を市長に提出しなければならないこととする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 市長は、交付決定又は省エネルギー設備導入補助金に係る額の確定をした場合は、交付決定を受けた者から熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金交付請求書（様式第19号）の提出を受け、これに基づき補助金を交付するものとする。

(省エネルギー機器等の処分の制限)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた省エネルギー機器等（以下「当該省エネルギー機器等」という。）を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める法定耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を図らなければならないこととする。

- 2 補助金の交付を受けた者は、やむを得ず法定耐用年数の期間内において当該省エネルギー機器等の売却、廃棄等（以下「財産処分」という。）をしようとするときは、あらかじめ、熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金に係る財産処分承認願（様式第20号）を市長に提出し、その承認を受けなければならないこととする。ただし、災害その他本人の責めに帰さないやむを得ない事由により、毀損し、又は滅失したときは、この限りではない。

- 3 市長は、当該承認に係る財産処分により補助金の交付を受けた者に収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- 4 前項の規定による返還の額の算定は、次のとおりとする。ただし、当該財産処分による収入の額を限度とする。

$$\text{返還額} = \text{補助交付額} \times \left(1 - \frac{\text{交付申込書提出年度から処分を行う年度までの年数}}{\text{法定耐用年数}} \right)$$

5 前項の規定により算定した返還額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(債権譲渡の禁止)

第11条 交付決定を受けた者は、交付決定によって生じる権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならないこととする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(状況の報告等)

第12条 交付決定を受けた者は、市長の求めに応じ、補助金の交付を受けた省エネエネルギー機器等の稼働状況その他の省エネエネルギー機器等に関する事項の報告等を行わなければならないこととする。

(交付決定の取消し)

第13条 交付決定を受けた者が補助事業に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 第6条第1項の規定による承認を受けずに補助事業を変更し、又は第8条の2の規定による申込取下げの届出をせずに補助事業を中止したとき。
- (2) 第7条の規定による実績報告をせず、又はこれに必要な添付書類を提出しないとき。
- (3) 第10条第2項の規定による承認を受けずに財産処分をしたとき。
- (4) 交付決定によって生じる権利を第11条ただし書の規定による承認を受けずに第三者に譲渡し、又は承継させたとき。
- (5) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (6) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (7) その他交付決定、承認等の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える

補助金等が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

(違約加算金)

第15条 交付決定を受けた者は、第13条の規定による取消しを受け、補助金の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 前項の違約加算金を納付しなければならない場合において、交付決定を受けた者の納付した金額が返還を請求された補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金の額に充てられたものとする。

(他の補助金の一時停止等)

第16条 市長は、交付決定を受けた者が補助金の返還を請求され、当該補助金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができるこことする。

(交付の条件)

第17条 市長は、交付決定をする場合は、申込者に対して次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 省エネルギー機器等の使用においては、騒音、排気等により近隣住民等に迷惑をかけないよう、十分に配慮すること。

(2) 補助金の交付を受けた省エネルギー機器等は、法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を図らなければならないこと。

(3) やむを得ず法定耐用年数の期間内において財産処分をしようとするときは、第10条第2項に規定する手続をとること。

(4) 省エネルギー設備導入補助事業にあっては、補助事業を変更しようとする場合は、第6条に規定する手続をとること。

(5) 省エネルギー設備導入補助事業にあっては、補助事業が完了した場合は、第7条に規定する実績報告の手続をとること。

(6) 補助金の交付申込みを取り下げようとする場合（省エネルギー設備導入補助

事業にあっては、取り下げ、又は補助事業を中止しようとする場合) は、第 8 条の 2 に規定する手続をとること。

- (7) 補助金の額の確定のための審査に当たり必要があると認める場合において、職員が現地調査を行うときは、これに協力すること。
- (8) 交付決定又は省エネルギー設備導入補助金に係る額の確定の通知を受けた場合は、速やかに第 9 条に規定する請求の手続をとること。
- (9) 交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させようとするときは、市長の承認を得ること。
- (10) 市長から第 12 条に規定する報告等の求めを受けたときは、これに応じて報告等を行うこと。
- (11) 第 13 条各号に規定する事由に該当する場合は、交付決定を取り消すことがあること。

(雑則)

第 18 条 熊本市補助金等交付規則(昭和 43 年規則第 44 号)第 11 条第 2 項から第 4 項までの規定は、この補助金の交付について適用しない。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 10 日から施行し、同日以降に契約された省エネルギー機器等の導入について適用する。

附 則〔平成 31 年 4 月 9 日市長決裁〕

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 10 日から施行する。

2 この要綱による改正後の熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金交付要綱は、平成 31 年度以降に交付決定をする補助金について適用し、同年度前に交付決定をした補助金については、なお従前の例による。

附 則〔令和元年 5 月 10 日環境政策課長決裁〕

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則〔令和 2 年 3 月 31 日市長決裁〕

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(補助対象事業の時期に関する経過措置)

- 2 この要綱の施行の日から令和3年3月末日までの間における、この要綱による改正後の別表第2補助対象事業の項第1号、別表第3補助対象事業の項第1号、別表第4補助対象事業の項第1号、別表第5補助対象事業の項第1号及び別表第7補助対象事業の項第1号の規定の適用については、これらの規定中「交付決定を受けようとする」とあるのは、「平成31年4月10日以降に契約したものであり、かつ、交付決定を受けようとする」と読み替えるものとする。

附 則〔令和2年11月2日環境政策課長決裁〕

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年11月2日から施行する。

(補助対象事業の様式に関する経過措置)

- 2 この要綱による改正前の様式第9号については、この要綱の施行の日から令和3年3月末日までの間において、引き続き使用できるものとする。

附 則〔令和3年4月7日環境局長決裁〕

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月7日から施行する。

附 則〔令和4年4月14日環境局長決裁〕

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月14日から施行する。

別表第3（第3条関係）

太陽光発電設備導入補助金

補助対象者	<p>次に掲げる事項のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 補助金の交付に係る申込みの日において、太陽光発電設備を導入した戸建住宅（本市に所在するものに限る。）に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること（当該者又は当該家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る。）。 (2) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。 (3) 市税の滞納がないこと。 (4) 熊本市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当しない者であること。
補助対象事業	<p>補助対象者が行った太陽光発電設備の設置であって、次の各号のいずれにも該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 交付決定を受けようとする年度の前年度の3月1日から交付決定を受けれる年度の2月末日までの間に事業（代金の支払を含む。）が完了したものであること。 (2) 設置される太陽電池の最大出力及びパワーコンディショナの定格出力のいずれも1kW以上であること。 (3) 戸建住宅の敷地内で使用されるもの（店舗等併用住宅の場合は、専ら店舗等の用に供されるものを除く。）であること。 (4) 設置された太陽光発電設備は、新品（未使用品）であること。 (5) 設置された太陽光発電設備は、補助対象者が自ら所有するものであること（リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外）。
補助額	一戸建住宅につき8万円
補助金の交付申込時の添付書類	<p>交付申込書兼実績報告書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、第4号の証明書の添付がある場合は、第5号の住民票（申込者の家族のみが居住している場合における当該家族の住民票を除く。）の提出を省略することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 太陽光発電設備の設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し（契約書に経費の内訳が明記されていない場合は、見積書その他の太陽光発電設備施工の経費の内訳が確認できる書類の写しも添付すること。） (2) 設置した太陽光発電設備（太陽電池及びパワーコンディショナ）のカタログの写し (3) 設置した太陽光発電設備（太陽電池及びパワーコンディショナ）の出荷証明書又は製造メーカーの保証書（これらがない場合は、これらに代わる書類で新品であることが証明できるもの）※写し可 (4) 市税の滞納がないことの証明書（熊本市長が証明した書類で、発行から3か月以内のもの）※写し可 (5) 住民票（発行から3か月以内かつ本籍地及びマイナンバーの記載がない

	<p>もの。申込者の家族のみが居住している場合は、その家族に係る住民票。)※写し可。</p> <p>(6) 建物全体のカラー写真</p> <p>(7) 太陽光発電設備の設置状況を示すカラー写真（太陽電池、パワーコンディショナそれぞれの全景及びパワーコンディショナの品名番号（銘板）のアップ）</p> <p>(8) 領収書（領収書がない場合は、補助対象者が太陽光発電設備に係る経費を支払ったことが証明できるもの）の写し</p> <p>(9) 配置図（設置された太陽電池モジュールの位置が確認できるもの）</p> <p>(10) 竣工日をもって事業完了日となる場合は、当該竣工日を証するもの（工事請負者や販売者が作成し、代表者印又は会社印が押されたものに限る。）</p> <p>(11) その他市長が必要と認める書類</p>
その他の交付要件	<p>(1) 交付申込書兼実績報告書及び添付書類は、郵送により提出すること。</p> <p>(2) 補助金は、交付申込書兼実績報告書の先着順に審査し、交付決定をする。ただし、同日の消印の申込みのうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定をせざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申込みのうちから、抽選により交付決定をする。</p> <p>(3) 同一の年度中におけるZEH導入補助金との併用はできない。</p> <p>(4) 過去にこの補助金の交付を受けて太陽光発電設備を設置したことがある者であって、太陽光発電設備に係る法定耐用年数の期間を経過していない者（市長の承認を受けて財産処分をした場合を除く。）は補助金の交付の申込みをすることができない。</p>